

紀の川市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者及び合意状況
這上	和歌山県紀の川市粉河1819番地先	一般乗合旅客自動車運送事業者（株式会社有交紀北）が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1項第1号イ区域運行）の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障がないようにすること。	関係者 ・和歌山バス那賀株式会社 ・株式会社有交紀北 ・和歌山県公安委員会 ・近畿運輸局長 ・紀の川市 ・紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 合意状況 令和6年12月19日、上記関係者において合意
天北	和歌山県紀の川市粉河1737-2番地先			
粉河駅	和歌山県紀の川市粉河849-6番地先			
松源粉河店	和歌山県紀の川市粉河785番地			
J A 粉河支所前	和歌山県紀の川市粉河412-1番地先			
オークワ粉河店	和歌山県紀の川市粉河762番地			
紀の川市粉河支所・粉河ふるさとセンター	和歌山県紀の川市粉河573番地先			
近畿大学	和歌山県紀の川市西三谷930番地			
中三谷	和歌山県紀の川市中三谷95番地先			
北中	和歌山県紀の川市北中162-2番地先			
重行	和歌山県紀の川市重行854番地1先			
北勢田ハイテクパーク	和歌山県紀の川市重行659-35番地先			

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者及び合意状況
勢田西	和歌山県紀の川市北勢田165番地先	一般乗合旅客自動車運送事業者（株式会社有交紀北）が行う一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1項第1号イ区域運行）の用に供する自動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。 最左欄の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について調整を図り、交通に支障がないようにすること。	関係者 ・和歌山バス那賀株式会社 ・株式会社有交紀北 ・和歌山県公安委員会 ・近畿運輸局長 ・紀の川市 ・紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 合意状況 令和6年12月19日、上記関係者において合意
南志野集会所前	和歌山県紀の川市南志野335-1番地先			
南志野南	和歌山県紀の川市南志野239-1番地先			
下井阪駅東	和歌山県紀の川市下井阪537-1番地先			
オーストリート前	和歌山県紀の川市下井阪597番地			
北畑野上	和歌山県紀の川市東国分742-1番地先			
打田駅	和歌山県紀の川市打田1242-1番地先			
那賀病院	和歌山県紀の川市打田1282-1番地先			
打田国道口	和歌山県紀の川市打田826番地先			
打田南	和歌山県紀の川市打田217-1番地先			
赤尾	和歌山県紀の川市赤尾125-2番地先			
巡回黒土	和歌山県紀の川市黒土244-3番地先			
西行法師像前	和歌山県紀の川市窪145-2番地先			
窪	和歌山県紀の川市窪228-10番地先			
深田北	和歌山県紀の川市深田222-5番地先			